

# 20万都市をめざして!

政策課 20万都市戦略推進室  
 ☎ 23-2129 FAX 23-2427  
 e-mail seisaku@city.osakimiyagi.jp

## 定住人口14万人、交流人口を増やすために・・・

1. 多様な交流体験事業を実施・支援します 移住・定住につながるいろいろな体験事業と連携を図ります。
2. ワンストップ総合窓口を設置します 総合窓口(20万都市戦略推進室)で責任を持って対応します。
3. 積極的に情報を発信します 交流、移住・定住関係のホームページを開設します。また、物産・観光情報をメールマガジンで配信します。
4. 空き家情報を募集します

近年、「自然豊かな農村地域へ移住したい」、「田舎暮らしをしてみたい」など、都会の人たちの移住希望が高まっています。この制度は、移住を希望する人に登録された空き家情報を提供し、移住の手助けをするものです。

▶登録できる情報は、賃貸または売買できる住宅です。

- ① ほんの少し手直しすれば住める住宅  
 ...平屋、2階建て、築年数などは問いません。
- ② 市内であれば場所はどこでもOK
- ③ 引越しのため、もう少しで空き家になる住宅 など

- 注**
- ① 市外から「大崎市へ移住・定住したい」という人への紹介が中心です。
  - ② 不動産業者が仲介している物件の登録も可能です。
  - ③ 登録物件が100%売買・賃貸できるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

\*登録方法は市のホームページをご覧ください。



### 5. 広告主を募集します

主に首都圏に向けて情報を発信する移住・定住関連の広報紙に掲載する、広告を募集します。

- 広報紙 A4判4ページ、フルカラー、10,000枚発行
  - 募集枠 3枠
  - 規格 1枠当たり 縦6cm×横5cm
  - 広告料 1枠5,000円  
 ※広告料には原稿制作費(版下・デザイン)を含みません。
  - 掲載期間 おおむね1年間
  - 配布先 県東京事務所、ふるさと情報センター(千代田区)、台東区で開催される物産展など
  - 対象者 市内に事業所の住所を有する事業者
  - 申込期間 7月2日(月)～13日(金)
  - 申込方法 市のホームページに掲載の広告掲載申込書に必要事項を記入し、郵送または政策課へ持参。申し込み時に広告原稿を受け付けることも可能です。
- ※詳しくは市のホームページに掲載の大崎市移住定住広報紙広告掲載取扱要領をご覧ください。

### 6. 定住化促進懇談会委員を募集します

交流や移住・定住の促進について検討する「大崎市定住化促進懇談会」の委員を募集します。

- 懇談会の内容
  - ① 移住・定住情報に関する総合窓口の検討
  - ② 移住・定住政策への提言
  - ③ 移住・定住用ホームページへの寄稿
- 懇談会の回数 8月から平成20年3月まで5回程度
- 開催場所 主に市役所本庁舎
- 謝礼 交通費程度
- 応募資格
 

平成元年以降に他の市町村から大崎市に転入したおおむね20歳以上50歳未満の人で交流、移住活動に参加、協力できる人
- 募集人員 5人程度(応募多数の場合は選考)
- 応募方法
  - ① 交流、移住政策についての意見(200字程度)
  - ② 氏名・住所・年齢・性別・電話番号を記載し、Eメール、FAXまたは郵送で申し込み。
- 募集期間 7月2日(月)～7月20日(金)



**対象**

- ① 区域を問わず仕事に従事している人
- ② 旅行や用務のため、自分の投票区の区域外に出かける予定の人
- ③ 病気・手術等により歩行が困難な人 など

**不在者投票の対象**

- ① 病気で入院中の入所している人
- ② 老人ホーム等施設に入所している人
- ③ 期日前・不在者投票期間中、投票する日に年齢が十九歳の人 など

**期間** 七月十三日(金)～二十八日(土)  
 (土・日曜日、祝日も投票できます。)

**時間** 午前八時三十分～午後八時

**場所** 市役所本庁舎北会議室  
 およびお住まいの地域の総合支所

※七月二十六日(木)、二十七日(金)の二日間は鳴子温泉地域の鬼首・川渡の各出張所にも開設します。

※入場券(郵送されている場合)をご持参ください。

**★郵便等による投票**

また、目の不自由な人のための点字投票制度もあります。

**★選挙公報の配布**

候補者の政見などを掲載した選挙公報を発行します。投票日前々日までに行政区長を通じて各家庭に配布しますのでご覧ください。

**★入場券の郵送**

入場券は七月十二日(木)に発送予定ですが、お手元に届くまで数日を要する場合があります。投票日には必ず本人が投票所へ入場券を持参してください。なお、紛失したり忘れたりした場合は投票所の係員に申し出てください。

▼午前7時～午後7時 (閉鎖時刻1時間繰上げ)	鳴子第12投票所	北野際集会所
鳴子第2投票所	上鳴子集会所	鳴子第13投票所
鳴子第3投票所	上野々レストハウス	鳴子第14投票所
鳴子第4投票所	大崎市鳴子総合支所	▼午前7時～午後6時 (閉鎖時刻2時間繰上げ)
鳴子第5投票所	鳴子保健・医療・福祉総合センター	鳴子第1投票所
鳴子第6投票所	大崎市鳴子公民館	鳴子第8投票所
鳴子第7投票所	大崎市川渡地区公民館	鳴子第15投票所
鳴子第9投票所	上川原生活センター	鳴子第16投票所
鳴子第10投票所	鍛冶谷沢集会所	鳴子第17投票所
鳴子第11投票所	南野際集会所	鳴子第18投票所

選挙管理委員会事務局  
 ☎ 23-9124

後八時までですが、鳴子温泉地域は左表のように終了時刻が繰り上げになります。

開票は古川総合体育館で午後九時三十分から即日開票します。

**★大崎市で投票できる人**

今回の選挙で、大崎市で投票できる人は、昭和六十二年七月三十日以前に生まれ、大崎市の選挙人名簿に登録されている人です。今年の四月十二日以降に転入届を提出した人は、大崎市の選挙人名簿に登録されませんので、前名簿登録地での投票となります。

**★市内で転居した人**

市内で引越しをして、今年の六月二十九日(金)までに市役

所に転居の届け出をした人は、転居先の投票所で投票することができ、六月三十日(日)以降に届出をした人は前の住所での投票所で投票することになります。

入場券に記載されている投票所をよく確認し、間違いのないようご注意ください。

**★期日前投票・不在者投票**

投票日には次のような事情で投票できない場合は、期日前投票または不在者投票をすることができ、

**★点字・代理投票**

投票所では、身体の不自由な人や自分で字を書くことが困難な人に、秘密を侵すことなく係員が投票の手伝いをする代理投票の制度があります。

**★投票当日の投票時間・開票場所**

投票時間は午前七時から午